

移住・定住ガイドブック

AKITA 支援制度紹介 BOOK

秋田で暮らす

働く

リモートワーク移住

起業



秋田暮らしに役立つ
お得な情報が満載！

暮らしを
楽しむ
秋田

秋田県

秋田で暮らす

秋田県では、移住や暮らしに関する支援金をはじめ、住宅のリフォームや断熱・省エネ改修などへの支援制度を用意しています。暮らしに役立つ情報をチェックしてみましょう。



移住支援金

東京圏*から秋田県内へ移住し、一定の要件を満たした方に対して、移住支援金を支給します。*東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

助成額

家族で移住 **100万円** / 単身で移住 **60万円**
(18歳未満の子ども一人あたり **100万円** を加算)

対象者

以下の要件をすべて満たす方

- ☒ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間は連続)、東京23区内に在住または東京圏*から23区内に通勤していた方
*東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ☒ 次の①～⑤のいずれかに該当する方
 - ① 秋田県が運営するマッチングサイト内にある移住支援金対象求人に応募し、正規雇用された方
 - ② 国のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業により就職した方
 - ③ 「起業支援事業補助金(地域課題解決枠)」の交付決定を受けた方
 - ④ 本人の意思により移住し、それまでの業務を引き続きテレワークで実施する方
 - ⑤ 移住前に、移住先の市町村から関係人口として認められている方
- ☒ 秋田県へ移住されてから1年以内の方
- ☒ 移住先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方

申請受付期間

移住後(3か月以上)1年以内* *市町村によって異なります。

備考

市町村で定めた要綱により、独自の要件がある場合や扱いが異なる場合があるため、必ず移住前に転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください。

詳細はこちら



■ お問い合わせ先

この支援金の問い合わせ先は市町村となります。必ず移住前に市町村に問い合わせてください。

市町村名	担当課	電話番号
秋田市	人口減少・移住定住対策課	018-888-5487
能代市	移住定住推進課	0185-74-6767
横手市	横手の未来とものにつくる課	0182-35-2266
大館市	交流推進課	0186-43-7149
男鹿市	企画政策課	0185-24-9122
湯沢市	まちづくり協働課	0183-56-8386
鹿角市	政策企画課	0186-30-0208
由利本荘市	移住支援課	0184-24-6247
潟上市	商工観光振興課	018-853-5350
大仙市	移住定住促進課	0187-63-1111
北秋田市	産業政策課	0186-62-8002
にかほ市	連携推進課	0184-43-7510
仙北市	まちづくり課	0187-43-3315
小坂町	総務課	0186-29-3907
上小阿仁村	総務課	0186-77-2221
藤里町	総務課	0185-79-2111
三種町	企画政策課	0185-85-4817
八峰町	企画政策課	0185-76-4603
五城目町	まちづくり課	018-852-5361
八郎潟町	産業課	018-875-5803
井川町	総務課	018-874-4411
大潟村	総務企画課	0185-45-2111
美郷町	商工観光交流課	0187-84-4909
羽後町	みらい産業交流課	0183-62-2111
東成瀬村	企画課	0182-47-3402

秋田暮らし応援事業

移住定住登録をして秋田県内へ移住した方に、10万円を助成します！

1世帯につき**10万円***

*助成申請は、1世帯につき1回までです。



助成額

対象者

移住定住登録した上で、令和7年3月1日から令和8年2月28日までに秋田県内へ移住し、(公財)秋田県ふるさと定住機構(☎018-826-1731)へ移住完了報告し受理された方。

申請受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月10日まで*(必着)

(予算がなくなり次第受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。)

*申請書様式は、移住完了報告をされた方へ順次ご送付します。90日以内にご申請ください。

提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 債権者口座情報報告様式
(振込先口座の通帳の写し等口座情報を確認できるものを添付)
- ③ 移住された方及び移住された方の世帯全員が記載されている、
県外からの異動が確認できる発行の日から3か月以内の住民票謄本*
- ④ 請求書
- ⑤ 誓約書兼同意書

*本県出身者(Uターン)は、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年を超えて居住された方が対象となります。

*移住後に秋田県内で転居している場合や移住定住登録時から名字の変更があった場合は、確認書類として、転居前に取得した住民票や戸籍附票等をご提出ください。

連絡先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

相談時間 8時30分～17時15分(土日祝日・年末年始を除く)

場所 〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階

連絡先 ☎018-860-1234 Email iju@pref.akita.lg.jp

令和7年度 秋田暮らし応援事業

検索

詳細はこちら



秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、移住世帯の居住環境整備を支援しています。

住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひご活用ください。

詳細は
こちら



*申請の前に必ず、公式ウェブサイトで詳細をご確認ください。

定着回帰型

実家に戻る方や住宅を相続した方など
主に移住先の住居の見通しが立っている方を支援

対象者 次の全てを満たす方

- 移住・定住世帯が居住する住宅のリフォームなど
工事を行う方
- 移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、祖父母、
子もしくは孫

対象住宅 一戸建て、共同住宅

対象工事 50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**20%**

最大**40万円**を補助

中古住宅購入型

新たに中古住宅を購入して
リフォームや増改築をする移住者を支援

対象者 次の全てを満たす移住者又はその配偶者

- 中古住宅を購入し、令和6年10月1日以降に
所有権を取得した方
- 購入した住宅を持ち家としてリフォームなどをする方

対象住宅 一戸建て(築後10年経過した空き家)

対象工事 50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**30%**

最大**60万円**を補助

さらに

リモートワーク環境整備費用の相当額、最大**20万円**を補助

*県内に本店を有する建設業事業者と工事請負契約を締結する工事が対象となります。

*令和7年4月1日以降に完了し、令和8年3月13日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。

お問い合わせ先	電話番号
鹿角地域振興局建築課(鹿角市、小坂町)	0186-23-2311
北秋田地域振興局建築課(大館市、北秋田市、上小阿仁村)	0186-63-2531
山本地域振興局建築課(能代市、八峰町、藤里町、三種町)	0185-52-6103
秋田地域振興局建築課 (秋田市、男鹿市、湯上市、井川町、大潟村、五城目町、八郎潟町)	018-860-3491
由利地域振興局建築課(由利本荘市、にかほ市)	0184-27-1777
仙北地域振興局建築課(大仙市、仙北市、美郷町)	0187-63-3124
平鹿地域振興局建築課(横手市)	0182-32-6206
雄勝地域振興局建築課(湯沢市、羽後町、東成瀬村)	0183-73-6166

移住者のマイホーム取得を応援! **【フラット35】地域連携型**

地方公共団体と住宅金融支援機構の連携により、一定の要件の
もと、**5年間0.25%～0.5%**の金利引き下げが受けられます。

詳細は
こちら



秋田で働く

秋田で働くことを目指す方には、
奨学金返還支援や各種助成制度でしっかりサポート。
秋田で働くあなたを、しっかりバックアップします。



募集人数
制限なし

奨学金返還助成制度

次の2つの奨学金返還助成制度で働く若者を応援します！

あきた企業連携型奨学金返還助成制度

最大**6年間**で**120万円**助成します！

助成金上限 **20万円**/年(助成率 **10/10**)

対象者 以下の要件を満たす方

- ☒ 四年制大学卒相当以上の方が対象
- ☒ 登録企業*への就職が必要

*県と連携して県内就職者の奨学金返還支援を行う企業。



制度の詳細は
こちら



秋田県奨学金返還助成制度

最大**3年間**で**60万円**助成します！

助成金上限 **20万円**/年(助成率 **10/10**)*

*成長5分野に就職する「未来創生分」の場合。それ以外は、上限13万3千円/年(助成率2/3)の「一般分」。

対象者 以下の要件を満たす方

- ☒ 学歴は不問
- ☒ 正規・非正規でも対象



制度の詳細は
こちら



申請受付期間 令和7年4月1日から令和8年2月20日まで(消印有効)

連絡先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム

相談時間 8時30分～17時15分(土日祝日・年末年始を除く)

場所 〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階

連絡先 ☎ 018-860-3751 Email iju@pref.akita.lg.jp

東京圏の大学・院生の皆さんへおすすめ

秋田への
就職・移住を
応援！

地方就職支援金

秋田県では、東京都内に本部がある大学・大学院に在籍し、東京圏のキャンパスに通う学部生・大学院生を対象に、秋田県内企業の採用活動に参加する際の交通費や、秋田県へ移住する際の引越し費用を支援します。

対象の方に**交通費・移転費**を助成します！

対象者 以下の要件を満たす方

- ☒ 都内に本部がある大学・大学院の
東京圏内のキャンパスに通う学部生・院生



制度の詳細は
こちら



交通費

助成上限金額：**17,220円**(1回分限り) ※補助率 1/2

移転費

助成上限金額：**108,000円**(1回分限り) ※補助率 10/10

秋田県就活情報サイト **KocchAke!**(こっちゃけ!)

県内企業
掲載数

NO.1
(950社以上)

秋田で暮らそう、働こう!

KocchAke!

秋田が好きだから、秋田で就職したい
ふるさとに貢献できるような仕事がしたい
家族のそばで暮らしたいを応援!

就職活動中の若者と秋田県内の企業をつなげることを目的としたWEBサイトです。企業を紹介する動画や、先輩社員のインタビューも。
秋田での就活は「こっちゃけ!」をチェック!

詳細はこちら



秋田で暮らす

働く

リモートワーク移住

起業

リモートワーク 移住なら！

リモートワーク移住という新しいライフスタイルで
あなたに合った働き方を、秋田で実現してみませんか？



リモートワーク支援金

リモートワークによる移住支援で最大3年間、合計220万円を支給します！

助 成 額	1年度目	2・3年度目
	最大 100万円 / 最大 60万円 (社員1世帯あたり)	
助 成 率	1/2 (家賃および賃貸契約諸費は 1/4)	
対象経費	移住1年度目のみ	移住1～3年度目まで
	通信環境整備費 (インターネット回線工事費、PCやプリンターなどの周辺機器の購入経費など)、家賃および賃貸契約諸費	通信費 (インターネットプロバイダ料など)、本社等への交通費、宿泊費、レンタルオフィス利用料など

対 象 者 以下の要件を満たす方

- ☒ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに移住定住登録した上で、リモートワーク移住し、移住完了報告された方で①②のいずれかに該当する方
 - ① パートナー企業認定された企業の社員など
 - ② ①以外に所属する県外企業等からリモートワーク移住が認められている社員など
- ☒ 令和6年度に1年度目または2年度目の申請をした方

申請受付期間 1年度目 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで
2・3年度目 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

補助対象期間 実施要領をご確認ください。

- 備 考
- ・移住前に移住定住登録 (P.11) と事前相談を行う必要があります。
 - ・個人と企業で必要な手続きが異なります。
 - ・所属先企業から支給されている経費は補助対象外となります。
 - ・精算払いとなります。
 - ・「移住支援金」(P.2) や「秋田暮らし応援事業」(P.4) との併用可能です。

詳細はこちら



企業向け

リモートワーク移住体験支援金

リモートワーク移住体験をされた企業に最大60万円を支援します！

助 成 額	最大 60万円
助 成 率	2/3
対 象 経 費	旅費、宿泊費、レンタルオフィス利用料等
申請受付期間	令和7年4月1日から令和8年2月27日まで
備 考	● 事前に県によるパートナー企業認定*が必要 ● 体験後の精算払いとなります

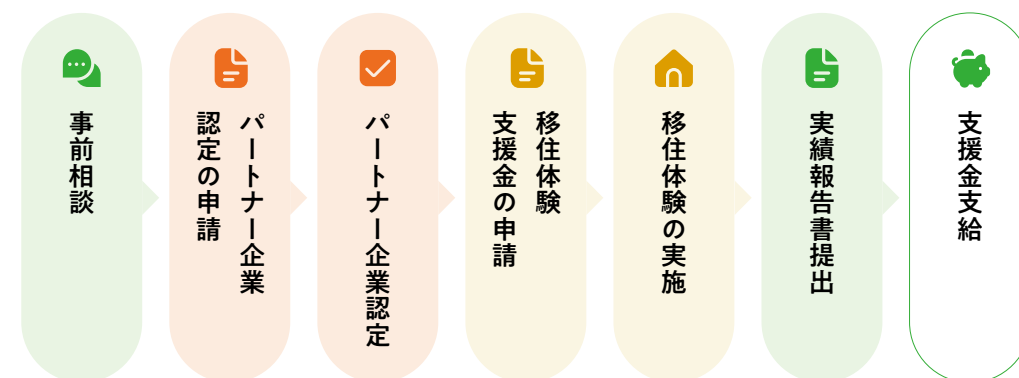
対 象 者 以下の要件を満たす企業

- ☒ 秋田県外に本店などを置く企業等



*パートナー企業認定 県の取り組みについて社員への周知や社員の移住体験を実施する企業を「パートナー企業」として認定しています。認定には申請が必要です。

リモートワーク移住体験支援金支給までの流れ



連 絡 先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

相談時間 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始を除く)

場所 〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階

連絡先 ☎ 018-860-1234 Email iju@pref.akita.lg.jp

リモートワークで秋田暮らし

検 索

詳細はこちら



起業サポート

起業時に活用できる補助制度です。特に移住者の方には、上限額アップや移住支援金の併給など充実した支援内容で、秋田でのチャレンジを後押ししています。



起業支援補助金

	若者起業家応援枠	地域課題解決枠*
対象者	若者(40歳未満)で 県内で起業を目指す方	県内で地域課題を解決する 事業計画により起業を目指す方
補助率 補助額	1/2以内 100万円以内 移住者・県内での地域おこし協力隊経験者の場合 1/2以内 150万円以内	1/2以内 300万円以内 *一定の要件を満たした移住者が「地域課題解決枠」に申請し、採択・交付決定された場合、最大100万円の移住支援金制度の支給対象になる可能性があります。
対象経費	設備費・機械器具費・構築物費などの事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費	
詳細	若者起業家応援枠 詳細はこちら 	地域課題解決枠 詳細はこちら 

■ お問い合わせ先

この補助金の問い合わせ先は
起業する地域の商工会議所・商工会となります。

商工団体名	住所	電話番号
大館商工会議所	〒017-0044 秋田県大館市御成町 2-8-14	0186-43-3111
能代商工会議所	〒016-0831 秋田県能代市元町 11-7	0185-52-6341
秋田商工会議所	〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1-47	018-866-6677
大曲商工会議所	〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町 1-13	0187-62-1262
横手商工会議所	〒013-0036 秋田県横手市駅前町 6-33	0182-32-1170
湯沢商工会議所	〒012-0826 秋田県湯沢市柳町 1-1-13	0183-73-6111
秋田県商工会連合会 (商工会総合窓口)	〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1-47	018-863-8493

秋田県内の起業支援情報は「A-STA」からもチェックできます。

A-STA 検索

＼ 秋田への移住をお考えのあなたをサポート ／

ポータルサイトで

秋田県移住定住登録



秋田県に県外から移住を希望する方が対象の登録制度です。

ご登録いただくと、秋田暮らしの実現に向けて継続したサポートが受けられます。

*既に秋田県内にお住まい(移住済)の方は登録できません。

01. お一人おひとりのニーズに合わせて、市町村や関係機関と連携しサポートします。
02. 各種支援情報や、相談会等のイベント情報をお届けします。
03. 移住後、秋田暮らし応援補助金(各種要件あり)、様々な施設で利用できるパスポートやプロスポーツチームの観戦チケットのプレゼントなど、各種サービスを受けることができます。
04. 移住後の暮らしに関する相談にも対応します。

登録はこちら



* 登録して県内に引っ越してきた方に、様々な特典があります！

秋田暮らし応援補助金

移住定住登録をして県内へ移住した方へ **10万円助成!***
*各種要件あり(P.4)

リモートワーク支援金

移住定住登録をして県内へリモートワーク移住した方へ
通信費等を助成! *各種要件あり(P.8)

ウェルカムパスポート

秋田県内のスポーツ施設や美術館、博物館など27か所で
特典が受けられる「ウェルカムパスポート」をプレゼント!

移住得区プレゼント

秋田のプロスポーツチームの**無料招待券***などをプレゼント!
「スポーツ立県あきた」を体感しよう。 *シーズン中に限る



秋田ノーザンハピネッツ
2025-26 シーズン

ホームゲーム無料招待券

秋田ノーザンハピネッツ株式会社

☎ 018-835-5582 <https://northern-happinets.com/>



ブラウブリッツ秋田
2025 シーズン ホームゲーム

観戦チケット引換券

株式会社ブラウブリッツ秋田

☎ 018-874-9777 <https://blaublitz.jp/>



秋田ノーザンブレッツ
2025 シーズン

ホームゲーム 無料招待券

一般社団法人秋田ノーザンブレッツ
ラグビーフットボールクラブ

☎ 018-863-0665 <http://www.northern-bullets.com/>



アランマーレ秋田
2025-26 シーズン

ホームゲーム無料招待券

株式会社プレステージ・インターナショナル
アランマーレ事業部

☎ 018-888-9497 <https://www.aranmare.jp/basketball/>

*各相談窓口でも登録可能です。

秋田で暮らす

働く

リモートワーク移住

起業



Instagram



X



Facebook



Web site

